地域婦人集会 さらに市民と市で考える場へ

市では地域のまちづくりを進める一環として婦人の輪を広げるため、まず身近な問題に目を向け話し合っていただこうと、昨年二月の赤塚地域を皮切りに、地域婦人集会の開催を推進してきました。

既に、先月末までに十五地域で、地域や家庭などの問題について活発な意見が交わされました。

この婦人集会が一段落した今月三日には、各地域で集会開催の呼びかけを行った婦人三十四人が中央公民館に集まり、集会を振り返って、さらに今後の集会をどうするかについて話し合いました。

反省会では「もっとテーマを絞った方が良かった」、「陳情や要望の会になったきらいがある」など、今後については「行政にかかわるものを含めて討議、勉強していきたい」、「一つの地域内の話し合いだけでなく、ほかの地域や活動グループ同士の交流がほしい」などの意見が出されました。

市では、この日の話し合いや今までの婦人集会の結果を踏まえながら、新年度からはさらに各地域の実情に合った集会とし、内容についても市民が市へ要望する形から脱し、各地域で設定したテーマに基づいて市民と市が一緒に考え対話をしていくものにしようと考えています。

多くのご婦人が活発に意見交換(昨年5月の沼垂地域婦人集会から)

ネズミ退治の名人 渡辺五十一さんら19人を表彰

今年度のネズミ駆除運動の期間中に好成績を挙げた方たちが、今月四日、若杉市長から表彰を受けました。

また、これに先立ち、蚊やハエなどの駆除で、環境衛生に積極的な取り組みをした模範地区組織二十五と活動功労者二十人の表彰も行われました。

ネズミ退治の個人の部で表彰を受けた方の期間中(第一次は十一月十日～十二月十日、第二次は二月一日～十五日)の成績は次のとおりです。

◉市街地域　▼一位　中村実(新通団地)二二三匹　▼二位　早川政治(網川原)八六匹　井村文吉(太平一)四五匹　渡部信吾(太平一)二九匹　▼三位　吉岡才二(山二ッ新興)二七匹　ほか三人

◉農家地域　▼一位　渡辺五十一(前野外新田)一五〇一匹　▼二位　大沢清次(笹山)一〇四匹　阿部清三(三百地)八七匹　鷲沢三次(竹尾一)八四匹　▼三位　神林庄衛(中大淵)八二匹　ほか六人

◉大物賞　渡辺五十一(前野外新田)四〇二グラム　ほか四人

このほか、優良組織として市街地域では、秋葉町内会(渡辺正策会長)ほか九自治・町内会が、農家地域では、中野小屋地区衛生組合前野外新田支部(込山一二支部長)ほか九支部が表彰されました。(敬称略)

未納市税の日曜相談

日時　今日(16日)、23日　午前10時～午後3時
場所　納税課(本庁舎4階)

戦没者などの遺族の皆さんへ 特別弔慰金を支給

昨年九月から受け付け中の特別弔慰金請求手続きがお済みでない戦没者の遺族で次に該当する方は、お早めに手続きをして下さい。

今回支給されるのは、額面三十万円、十年償還の国債です。

対象者　昨年四月一日現在で、公務扶助料、遺族年金の支給を受ける人がいなくなった遺族(昨年支払いが終了した国債い号の受給者と、最終支払いが昭和六十二年の国債ろ号を受給している同順位の遺族も含まれます)

持参品　戦没者の除籍謄本、請求者の戸籍抄本、印鑑、前回受給時の裁定通知書

問い合わせ　福祉課厚生係(市役所本庁舎六階)へ

児童手当が改正 第2子から支給

近年、高齢化社会が進行していますが、将来の日本を支えてくれるのは、今の子供たちです。そこで、その子供たちを育てている家庭の養育費を社会全体で分担し、子供の健全育成の基本的な場である家庭を強めるため、今回、児童手当の改正が図られました。

現行制度では、三人以上の子供を養育している家庭に手当を支給していますが、改正後は二人以上の子供を養育している家庭に支給されます。

この改正により、子供を養育している家庭の約九割が支給対象になります。

改正の主な内容

①子供のうち新たに第二子から支給対象になります。

②義務教育就学前の期間について手当を支給します。

③第二子は月額二千五百円、第三子以降は月額五千円を支給します。

3年間で移行

なお、旧制度から新制度への移行は、現行受給者に対する急激な変化を緩和するため昭和六十一年六月から三年間で段階的に実施します。各年度の受給者は次のとおりです。

①六十一年度(六十一年六月一日～六十二年三月三十一日)

第二子分…五十九年六月二日以降に生まれた子供(六十一年六月一日時点で満二歳未満)を含む二人以上の子供を養育している人。

第三子以降分…従来通り、義務教育終了前の子供を含む三人以上の子供を養育している人。

②六十二年度(六十二年四月一日～六十三年三月三十一日)

第二子分…五十八年四月二日以降に生まれた子供(六十二年四月一日時点で満四歳未満)を含む二人以上の子供を養育している人。

第三子以降分…五十三年四月二日以降に生まれた子供(六十二年四月一日時点で満九歳未満)を含む三人以上の子供を養育している人。

③六十三年度(六十三年四月一日～六十四年三月三十一日)

第二子、第三子以降ともに五十七年四月二日以降に生まれた子供(六十三年四月一日時点で満六歳未満。就学前)を含む二人以上の子供を養育している人。

(注)児童手当の支給には所得制限があります。

特例給付

年金制度に加入しているサラリーマンは、所得限度額を超えても、一定所得以下の方に対しては特例給付として児童手当と同額を支給します。

第2子分の申請手続き

児童手当は申請の翌月分から支給されますが、法改正により第二子分は施行日以前から受け付け、六月分から受給できるようになりました。

市では次のとおり申請を受け付けます。

受付日　四月七日から

受付場所　市役所本庁舎六階六〇一会議室、地区事務所

持参品　印鑑、申請者の六十年中の所得のわかるもの(源泉徴収票の写しか確定申告の控え)、申請者の年金加入証明書か国民年金手帳、申請者の預金通帳(口座確認のため)、外国籍の方は外国人登録手帳

(注)文中に子供とあるのは、すべて十八歳未満の子供です。

問い合わせ　福祉課または地区事務所へ

親松排水機場 排水口付近の釣りは禁止

信濃川の上流では、サケの稚魚の放流が相次いでいます。

この稚魚を守るため、下図のように親松排水機場の排水口付近で、禁漁区域が設けられています。

イトヨ釣りのシーズンですが、この区域では五月二十日まで釣りはできません。

また、ほかの地域での釣りで、稚魚が針にかかった場合は、すぐ川に戻して下さい。

禁漁期間　二月十五日から五月二十日まで(例年この期間が釣り禁止)

禁漁区域

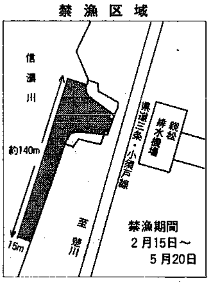

休日診療(日曜日、祝日)
—保険証を忘れずに—

◎内科・小児科
(午前9時～午後10時半)
市医師会休日急患診療センター
白山浦2—180—5
(市医師会メジカルセンター内)
☎31-4135

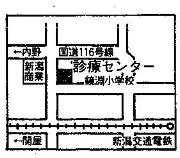

◎歯科
(午前10時～午後5時)
県歯科医師会休日歯科診療センター　堀之内337
☎83-3030

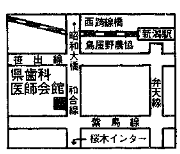

成人病食事相談

血圧が高い、太りすぎ、糖尿病などの食事療法でお悩みの方はどうぞ!

持参品　みそ汁の塩分テストを希望する方は汁のみ100cc、一般健康診査などの血圧、血糖の検査データ(お持ちの人のみ)

月日	会場	時間	申し込み
3・18	西保健所	午前9時～11時	電話で会場へ

育児相談

持参品　母子健康手帳(＊印は小児科医による相談もあり)

申し込み　当日会場へ

地区	月日	会場	時間
内野、赤塚 中野小屋	3・20	西地区保健センター	午後1時～3時
坂井輪	3・20	＊坂井輪地区保健センター	午後1時～2時半

育児講習会

対象　鳥屋野地区在住の生後6、7カ月の第1子とそのお母さん20組
内容　小児科医師の診察とお話、身体測定、個人相談
持参品　母子健康手帳
申し込み　電話で会場へ

月日	会場	時間
3・28	鳥屋野地区保健センター	午後零時半～1時受け付け

医師による健康相談

日時　3月17日午後1時半～3時
会場　鳥屋野地区保健センター
内容　結核、成人病、健康診断について(当日は栄養士による相談もあります)
持参品　一般健康診査のデータ(お持ちの方のみ)

耳の相談

日時　3月21日正午～午後4時
会場　市医師会メジカルセンター(白山浦2、☎31—4131、鏡淵小西隣)
相談内容　耳の病気、お年寄りの難聴、きこえの悪い幼児のこれからの教育・生活指導、補聴器の選定と点検修理、障害者手帳や年金ほか
相談担当者　市医師会耳鼻咽喉科医師、ろう学校職員ほか

一般健康診査受診者の 健康相談を行います

持参品　受診記録票と健康手帳

申し込み　当日会場へ

対象地区	月日	日時	会場
礎、大畑、有明台小学校区(60年度の受診者)	3・18	午後1時半～3時半	西保健所
坂井輪地区	3・18	午後1時～3時	坂井輪地区保健センター

離乳食講習会

対象　生後4カ月に達した赤ちゃんをお持ちのお母さん、または保育している人
内容　離乳期の食品の調理、試食と話し合い、育児指導ほか
持参品　母子健康手帳

月日	会場	時間	申し込み
3・19	東保健所	午後1時～3時半	当日会場へ
3・27	北地区保健センター	午後1時半～3時半	電話で会場へ
3・25	坂井輪地区公民館	午後1時～3時半	電話で坂井輪地区保健センターへ

保健婦による健康相談

老人保健法「健康手帳」、一般健康診査の血圧、血糖検査のデータをお持ちの人はご持参下さい。

地区	月日	会場	時間
木戸	3・18	木戸公民館	午前10時～正午
濁川	3・19	濁川連絡所	午後1時～3時
南浜	3・20	白勢町自治会館	午後1時半～3時